

## 「游学のまち長崎」推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、「游学のまち長崎」推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、長崎がかつて高い志を持つ多くの人々が集い、学んできた游学のまちであり、再び長崎のまち全体が貴重な学びの場となるような游学の地として個性と魅力を高め、若者をはじめ多くの人々が交流するまちとなるために具体的な取り組みを進めることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「游学のまち長崎」推進のためのアクションプランの策定に関すること。
- (2) 事業計画、事業報告の承認及び実施に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する別表に掲げる会員をもって組織する。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理することとし、長崎市長をもってあてる。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行することとし、会長が指名する。
  - 4 役員任期は、本会が解散したときまでとする。

### (顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 4 顧問の任期は、前条第4項の規定を準用する。

### (会議)

第7条 本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 本会規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 「游学のまち長崎」推進のためのアクションプランの策定に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) その他重要な事項に関すること。
- 3 会議は会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第8条 本会に事業の円滑な実施を図るため、幹事会を置くことができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、長崎市企画財政部都市経営室及び長崎大学に事務局をおく。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成20年5月9日から施行する。

附則

この規約は、平成21年1月21日から施行する。

附則

この規約は、平成27年2月25日から施行する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表

団体名	役職
長崎市	市長
長崎大学	学長
長崎県立大学	学長
長崎総合科学大学	学長
活水女子大学	学長
長崎純心大学	学長
長崎外国語大学	学長
長崎女子短期大学	学長